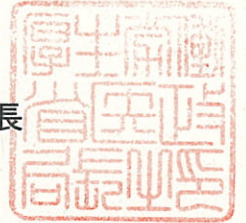


医政発 0618 第 3 号

平成 26 年 6 月 18 日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医政局長



消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する
行為の是正等に関する特別措置法の遵守の徹底について

先般お知らせしたとおり、平成 26 年 2 月に一部の医療機関において、消費税率引上げ分の転嫁を拒否する事案が発生し、公正取引委員会から消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「法」という。）第 4 条の規定に基づく指導が行われました。これを受けて、同月 26 日付け医政総発 0226 第 1 号により、貴管下の関係機関等に対して、平成 25 年 12 月 26 日付け医政総発 1226 第 1 号を再度周知いただくとともに、法の遵守について適切な指導等をお願いしたところです。

しかしながら、この度、別添のとおり、山形市立病院済生館において、医療材料等を納入する事業者に対して、消費税率引上げに対応する約 1.5% の値引きを要請する事案が発生し、公正取引委員会から法第 6 条第 1 項の規定に基づく勧告が行われました。医療機関に対して公正取引委員会が勧告を行うのは、今回が初めてです。

今般の消費税率引き上げにおいては、消費税の転嫁拒否等の行為（減額、買いたたき等）を禁止するための法を整備するとともに、転嫁拒否等の調査・指導のため、公正取引委員会、中小企業庁では、合わせて 600 名程度の臨時増員が行われているほか、転嫁拒否事案の把握を目的に、中小企業・小規模事業者等全体に対して、悉皆的な書面調査を実施するなど、政府一丸となって、転嫁拒否に係る監視・取締りを実施しているところです。また、公正取引委員会、中小企業庁及び各省庁においては、引き続き、転嫁拒否に対して迅速かつ厳正に対処するとともに、公正取引委員会においては、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には、勧告・公表を積極的に行うこととしております。

こうした事情を踏まえ、貴職におかれましては、医療機関における消費税転嫁に関する違反の再発防止の徹底のため、管下の行政機関に対して、平成 25 年 12 月 26 日付け医政総発 1226 第 1 号を改めてご周知いただくとともに、法の遵守について適切に御指導をいただきますようお願いいたします。

